

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 徳
同 小 林 寿 雄
同 小 川 信 幸

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

岡山市青少年育成協議会（平成28年度岡山市青少年育成協議会補助金）
平成28年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室
平成29年11月1日から平成29年12月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

岡山市の補助金が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているかどうか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

平成28年度における財政援助に係る出納及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、補助金は交付目的どおり執行されているものと認められた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の概要は次のとおりである。

○ 名称及び設置場所

名 称 岡山市青少年育成協議会
設置場所 岡山市北区大供一丁目1番1号

1 設立目的について

本会は、青少年の保護・善導のための活動を行い、心身ともに健全な青少年の育成を図ることをもって目的とする。

2 事務事業の実施状況

平成 28 年度に実施した主な事業は次のとおりである。

(1) 巡回補導活動

特別街頭活動，広域補導，街頭補導等

(2) 健全育成活動

小・中学生将棋大会，明るい家庭づくり作文・ポスター・絵の募集，健全育成大会等

(3) 広報・研修活動

広報紙「いくせい」の発行，明るい家庭づくり入賞作品集配布等

(4) 環境浄化活動

あたたかいふるさとづくり等

(5) 研修会，会議等による高齢者の地域リーダーの育成

3 収支決算状況について

本団体の平成 28 年度における収支状況は，次のとおりである。

収 支 決 算 状 況

収		入		
科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	収 入 率	備 考
	円	円	%	
補 助 金	10,750,000	10,750,000	100	岡山市補助金
雑 収 入	266,044	266,044	100	県青少年財団，県民会議，利息等
合 計	11,016,044	11,016,044	100	

支		出				
科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率	内 容		
活 動 費	825,000	790,177	95.8	補 導 活 動 費	130,644	
				健 全 育 成 費	350,265	
				広 報 活 動 費	309,268	
				研 修 活 動 費	0	
青少年健全育成地区 活動促進事業	5,110,000	5,107,335	99.9	地区育成協議会育成費 36地区	5,107,335	
会 議 費	137,000	136,352	99.5	会 場 費	101,096	
				茶 菓 子 代	15,330	
				表 彰 記 念 品	19,926	
事 務 費	405,000	402,451	99.4	通 信 運 搬 費	153,064	
				事 務 用 品 費	249,387	
旅 費	40,000	30,070	75.2	費 用 弁 償 (中国ブロック出張旅費)	30,070	
人 件 費	職 員 給	3,540,000	3,540,000	100	保導主事(2名)	3,540,000
	共 済 費	573,826	559,875	97.6	健康保険料・介護保険料	203,911
					厚生年金保険料	325,660
					雇用保険料・労災保険料	23,080
					児童手当拠出金	7,224
				小計	559,875	
負 担 金	366,000	355,500	97.1	保導委員傷害保険料	343,500	
				県民会議負担金等	12,000	
予 備 費	19,218	0	0		0	
合 計	11,016,044	10,921,760	99.1		10,921,760	

収支差額（収入11,016,044円－支出10,921,760円）は94,284円で、岡山市に返納されている。

4 補助金の状況について

岡山市からの補助金として、平成28年4月15日に10,750,000円を受け入れているが、補助金の確定に伴い、平成29年5月10日に94,284円を返納している。

5 補助効果及び事務処理について

平成28年度における補助金の執行及び収支の状況について関係資料を予備監査した結果、当該補助金は、交付目的に即した事務事業の遂行のために執行されているものと認められた。また、財政援助に係る出納その他の事務については、今後の処理方法について指導した軽易な事項はあったものの、概ね適正に処理されていた。